

# 契 約 書 (案)

支出負担行為担当官近畿農政局長 志知 雄一（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、ETC専用ICカード（以下「カード」という。）利用について、次の条項により契約を締結する。

## （契約の目的）

- 第1条 受注者は、発注者が借り受けたレンタカー及び発注者の所有する公用車等を対象として、本契約の定めるところによりカードを発行の上、発注者に貸与し利用させるものとする。
- 2 受注者は、発注者の必要に応じ、カードを必要な範囲において発行するものとする。
- 3 発注者が貸与を受けたカードについては、阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社の指定する道路において使用できるものとする。

## （契約料金）

- 第2条 本契約に係る年会費、発行手数料（再発行を含む。）、保証金及びその他事務手数料は無料とする。

## （契約期間）

- 第3条 契約期間は、令和8年6月1日から令和9年3月31日までとする。
- 2 前項にかかわらず、契約期間満了の20日前までに発注者が受注者に対して契約を更新しない旨の通知をした場合を除き、年会費及び発行手数料等この契約に係る一切の費用を要しないことを条件として、カード有効期限まで毎年度更新するものとする。

## （契約保証金）

- 第4条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金の納付を全額免除する。

## （権利義務の譲渡等）

- 第5条 受注者は、本契約によって生じる権利又は義務を書面による発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 受注者が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、発注者に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、発注者は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
- （1）発注者は、受注者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留すること。
- （2）受注者から売掛債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への者に譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- （3）発注者は、受注者による売掛債権譲渡後も、受注者との協議のみにより、納期の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら受注者と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 前項の場合において、譲受人が発注者に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- 4 第1項ただし書に基づいて受注者が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、発注者が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

#### (一括委任又は一括下請負の禁止等)

- 第6条 受注者は、業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 2 受注者は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせることを必要とするときは、あらかじめ書面により発注者の承認を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承認を受けた再委託（再請負を含む。以下同じ。）について、その内容を変更する必要が生じたときは、あらかじめ書面により発注者の承認を得なければならない。
- 4 発注者は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、受注者に対し必要な報告を求めることができる。

#### (事情の変更)

- 第7条 発注者は、必要がある場合には、受注者と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止若しくは業務の一部を打ち切ることができる。
- 2 発注者及び受注者は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天変地異、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合は、協議して本契約を変更することができる。
- 3 前2項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者と受注者で協議して書面により定めるものとする。

#### (検査)

- 第8条 受注者は、各月経過後は、当該期間に係る業務の終了を速やかに発注者に報告し、発注者が検査のために任命した者（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 発注者は、受注者から前項の規定による報告を受けたときには、報告を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の検査に合格した日をもって業務を完了したものとする。

#### (対価の請求及び支払)

- 第9条 前条に定める検査に合格したとき、受注者は、各月ごとに取り纏めた請求書を発注者に送付するものとする。また、各通行の記録及び利用代金等が記載された利用明細書をカード毎に作成し、提出するものとする。
- 2 発注者は、前項に定める適正な支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払うものとする。

#### (支払遅延利息)

- 第10条 発注者は、約定期間に内に料金を受注者に支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した金額を、遅延利息として受注者に支払うものとする。ただし、約定期間に内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に参入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の遅延利息の額が100円未満であるときは、支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

#### (年度末対応)

- 第11条 受注者は、毎年3月利用分の請求書及び利用明細書については、翌月20日までに発注者へ送付するものとする。その場合、やむを得ず費用を要するときは、発注者は受注者所定の手数料を支払うものとする。

#### (契約の解除)

- 第12条 発注者は、自己の都合により、受注者に対し1か月の予告期間をもって書面により通告し、この契約を解除することができる。
- 2 発注者及び受注者は、本契約に定めた義務に違反したとき又は誠意をもって履行する見込みがないと認められるときは、何時でも契約を解除することができる。ただし、相手方の責に帰す理由がない場合

は、この限りではない。

- 3 前2項又は第15条の規定に従い契約の解除が行われた場合は、発注者は、直ちに受注者にカードを返却するとともに、利用料金の未払いがあるときは、第9条の規定に従い支払うものとする。

#### (損害賠償)

第13条 前条第2項の規定により契約が解除されたときは、発注者又は受注者は、相手方に対し損害賠償の請求ができるものとする。

- 2 受注者は、第7条第1項又は第2項の規定による事情変更の場合又は前条第1項若しくは第2項の規定による契約解除の場合には、発注者に対して損害賠償の請求をしないものとする。

ただし、受注者は契約解除の場合は、発注者に対して既に経過した期間における業務の終了部分に相当する契約金額を請求できるものとし、この場合は第8条から第10条までの規定を準用するものとする。

- 3 発注者又は受注者は、この契約の履行に関し相手方に損害を与えたときは、その損害の賠償を請求できるものとする。

- 4 受注者は、この契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、受注者の負担においてその損害の賠償を行うものとする。

ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、この限りでない。

- 5 第1項又は第3項に規定する損害賠償の額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

- 6 発注者の所有するカードの盗難紛失等によって生じた損害は、発注者が負担するものとする。

ただし、受注者は、発注者から前記カードの盗難紛失等の通報を受けたときは、不正使用防止に協力するものとする。

#### (機密の保持)

第14条 発注者及び受注者は、この契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

- 2 発注者及び受注者は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

#### (個人情報の取扱い)

第15条 受注者は、発注者から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

- 2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

（1）発注者から預託を受けた個人情報を第三者（第6条第2項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。

（2）発注者から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

- 3 受注者は、発注者から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 発注者は、必要があると認めるときは、所属の職員に、受注者の事務所、事業場等において、発注者が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受注者に対し必要な指示をさせることができる。

- 5 受注者は、発注者から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。

- 6 受注者は、発注者から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

- 7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

#### (談合等の不正行為に係る解除)

第16条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を

解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

#### （談合等の不正行為に係る違約金）

- 第17条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

#### （属性要件に基づく契約解除）

- 第18条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

#### (行為要件に基づく契約解除)

第19条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

#### (表明確約)

第20条 受注者は、第17条の各号及び第18条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人が数次にわたるとときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

#### (再請負契約等に関する契約解除)

第21条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

#### (損害賠償)

第22条 発注者は、第17条、第18条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 受注者は、発注者が第17条、第18条及び前条第2項の規定により、本契約を解除した場合において発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

#### (不当介入に関する通報・報告)

第23条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

#### (その他)

第24条 この契約に関して疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、発注者受注者協議の上決定するものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

支出負担行為担当官 近畿農政局長 志知 雄一

受注者